

書類作成上の注意事項

1 申請者について

申請者は、施設の設置者です。

設置者が法人の場合は、法人名と代表者（理事長）名を連記してください。

2 補助の対象について

- (1) 和歌山市内に設置する施設が行う定期健康診断が対象です。
なお、受診者から費用を徴収したり、健康保険で精密検査を行った場合は、補助の対象になりません。
- (2) 65歳以上の入所者。（今年度中に65歳に達する方も含みます。）

3 申請書等の作成について

- (1) 請求書（別記様式36号）と口座振替申出書に押印する印鑑はすべて同一のもので、法人の場合は、登録している理事長印を使用し、法人以外は、個人印を使用してください。
- (2) 補助金の対象となる費用は、別表1のとおりです。
なお、初回検査で、検査の都合上、直接撮影を行った場合についても、初回検査（間接撮影）の基準単価での申請となります。
- (3) エックス線検査が困難であることから、初回検査として喀痰検査のみを実施した場合は、精密検査の喀痰検査欄に（ ）書きでその人員を記入し、請求してください。
- (4) 補助申請額及び請求額は、申請額明細書の補助所要額と同じです。
$$\text{補助申請額} = \text{「和歌山市補助基本額」} \times \frac{2}{3} \quad (\text{1円未満切捨})$$
- (5) 健康診断内訳書の「対象人員」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による定期健康診断の対象となるべき人員であり単なる入所者数ではありません。
- (6) 個別健康診断結果は、様式は規定していませんが、生年月日、検査日、検査項目、精密検査の有無、検査結果等が分かるように記載してください。

※請求書につきましては、施設名、所在地、管理者、印鑑部分のみご記入の上、提出してください。

問い合わせ先 和歌山市保健所 保健対策課 感染予防対策グループ

電話番号 (073) 488-5118